

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間だけ抜かして納付したとは考えられないので、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である上、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親も、国民年金制度発足時に国民年金に任意加入して以降、60歳到達前月まで保険料を全て納付していることから、申立人及び申立人の母親共、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月17日に払い出されたものであることから、当該記号番号により納付されている申立期間直前の46年3月の国民年金保険料は、納付日は不明であるものの過年度納付されたものであると判断できるところ、当該過年度納付が国民年金手帳記号番号の払出しと同時に行われたものであれば、その時点で申立期間は現年度保険料として遡及納付することが可能であった上、それ以降に過年度納付されたものであっても、当該過年度納付と併せて申立期間も過年度納付することが可能であり、上述した申立人及び申立人の母親の納付状況を勘案すると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 12 月から 18 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月から 18 年 3 月まで

私は、退職を契機として平成 17 年 12 月頃、市役所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続も行った。加入後、国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、納付したと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職を契機として平成 17 年 12 月頃に申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録上、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、同記録において、i) 18 年 2 月に、申立期間の始期である 17 年 12 月 1 日を事象発生年月日として、同日以降について国民年金の第 1 号又は第 3 号被保険者資格を取得するよう申立人に通知する勸奨状が作成されていること、ii) 19 年 8 月にも、17 年 12 月 1 日を事象発生年月日とする国民年金の未適用者一覧表が作成されていることが確認でき、申立期間において国民年金の加入手続が行われていた形跡はうかがえない。

また、申立人が国民年金と併せて加入手続を行ったとする国民健康保険について、市に加入状況を照会した結果、平成 17 年 9 月 2 日に被保険者資格を喪失後、18 年 7 月 28 日に再取得しているとの回答があり、国民健康保険についても、申立期間において加入していた事実は確認できなかった。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 4 月から 51 年 4 月までの期間、厚生年金保険に加入しており、その被保険者資格喪失に伴い、同年 5 月に国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料を定期的に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失に伴い、昭和 51 年 5 月頃に、現在居住する市で国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、55 年 6 月又は同年 7 月頃に行われたものと考えられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格喪失時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続の時点で、申立期間のうち 51 年 5 月から 53 年 3 月までの保険料は既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人が市役所に送付した国民年金被保険者資格取得届のはがきの消印は昭和 55 年 4 月 4 日となっており、この日付は、上述の加入手続の時期とほぼ一致している上、仮に申立人が 51 年 5 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を継続して納付していれば、55 年 4 月に改めて国民年金被保険者資格取得届を提出することは無いと考えられ、こうした資料からも、申立人が、上述の時期に加入手続を行うまでは国民年金に未加入であったこと

がうかがえる。

さらに、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、上述の加入手続の時点で過年度納付が可能であったものの、申立人は、期間を遡ってまとめて国民年金保険料を納付したことは無いとしている上、当該期間について遡及納付が行われた形跡もうかがえない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1637

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 12 月まで

私は、申立期間、実家の会社で働いており、当時、国民年金の加入手続や国民年金保険料納付などは、全て他界した母親が行っていた。実家の会社で一緒に働いていたことがある兄夫婦の保険料も母親が納付しており、兄夫婦の話では、10 名くらいいた従業員の保険料も母親がまとめて納付していたということなので、申立期間の保険料が、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の母親は既に他界していることから、当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、昭和 51 年 4 月から同年 7 月頃までに行われたものと推認でき、この際に 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続の時点で、申立期間の保険料は既に時効のため、納付を求められることもなかったと推測される。

さらに、申立人が実家の会社で一緒に働いていたとする申立人の兄夫婦の納付状況を確認したものの、両者の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 8 月から同年 10 月頃までの間に払い出されたものとみられ、両者共、当該記号番号により 20 歳以降の未納期間について第 2 回特例納付等により遡及納付

している期間がある上、このほかに申立人が一緒に働いていたとしている者の納付記録も確認したものの、申立内容を裏付けるような納付状況は確認できなかった。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から52年3月まで
国民年金加入手続や国民年金保険料納付について、余りよく覚えていないが、保険料はずっと納付していたと思うので、申立期間の保険料納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年9月21日に払い出されたものであることが確認でき、これ以外に申立人に別の同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃初めて行われ、申立期間の始期に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上述の加入手続の時点で、申立期間のうち昭和50年7月から52年3月までの期間については、過年度納付により国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は、国民年金加入手続を行った時期や保険料納付についての具体的な記憶は無く、遡及納付をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。